

令和2年度定期指導調査結果及び指導内容について

近畿厚生局
健康福祉課

1 指導調査数

令和2年度において、管内の管理栄養士・栄養士養成施設のうち、3施設3課程の指導調査を実施した。

2 指導調査重点項目

- (1) 教育内容に関する事項
- (2) 教員に関する事項
- (3) 学生又は生徒に関する事項
- (4) 授業に関する事項
- (5) 施設及び設備に関する事項
- (6) 関係法令に定める手続に関する事項
- (7) 財政に関する事項
- (8) その他に関する事項

3 調査事項、確認内容及び指導内容

- (1) 教育内容に関する事項 指導内容なし

- (2) 教員に関する事項

確認内容	管理栄養士である一部の助手について、管理栄養士の免許の写しが保管されていなかった。
指導内容	確実に保管すること。
根拠規定	栄養士法施行規則第9条第5号

確認内容	教員について、教員の資格基準を満たしていなかった。
指導内容	当時受講した学生に対して説明及び謝罪するとともに有資格の教員による補講を実施して教育内容の習得の機会を提供すること。
根拠規定	栄養士法施行規則第9条第6号 栄養士養成施設指導要領第6-6

確認内容	教員の出勤状況について、記録の不備が見られた。
指導内容	今後は確実に記録すること。
根拠規定	栄養士指導要領第6-13

(3) 学生又は生徒に関する事項

確認内容	学生の出席簿について、記録の不備が見られた。
指導内容	今後は確実に記録すること。
根拠規定	栄養士指導要領第7-9

(4) 授業に関する事項

確認内容	講義及び演習の1単位の授業時間数について、学則上は15時間から30時間と定められているが、一部の演習科目において、実態としては44時間実施されていた。
指導内容	学生に負担が生じないように、実施時間数について見直すこと。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第8-3

確認内容	「応用栄養学」の後に「基礎栄養学」を開講していた。
指導内容	基礎的なものから専門的なものに、概論的なものから各論的なものに順次移行して授業を実施するように見直すこと。
根拠規定	栄養士養成施設指導要領第8-5

(5) 施設及び設備に関する事項

確認内容	給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確にされていなかった。
指導内容	作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。
根拠規定	管理栄養士学校指定規則第2条第1項第9号

(6) 関係法令に定める手続に関する事項 指導内容なし

(7) 財政に関する事項 指導内容なし

(8) その他に関する事項 指導内容なし